

報 告 事 項	報 告 内 容
被処分者の氏名又は法人名称	小松 寛行
登録番号又は法人番号	第 14341671 号
所属する単位会	広島県行政書士会
事務所名称	小松法務行政書士事務所
事務所所在地	広島県廿日市市山陽園 8 番 1 9 - 6 0 3 号
処分年月日	令和 7 年 1 2 月 1 1 日
処分内容（種類）	戒告
上記処分をした理由	ア 当該会員は、当時綱紀委員長（令和 6 年 3 月 1 5 日以降は、綱紀委員）であり当然に会則第 1 0 5 条第 4 項について理解しておくべき職責があったにもかかわらず、令和 5 年 1 1 月から 1 2 月頃にかけて、同条同項の要件を欠く甲会員（当時相談役、令和 6 年 9 月 3 0 日付けで辞任）からの問い合わせに軽々に応じ、会則第 6 1 条第 2 項の正当な理由もなく、高度な守秘義務が課せられている綱紀委員会の議事内容（綱紀委員会内でのパワハラの有無を含む。）について、甲会員に対して詳細に個々の委員の発言や委員の行動にかかる事実を漏えいした。 当該会員はこのことについて、口頭をもって概要、後記ウ、記載の趣旨での弁明を行ったが、同記載のとおり採用することはできない。 イ 当該会員は、令和 6 年 1 2 月 1 9 日頃、綱紀委員会所定調査書兼誓約書に「私は甲元相談役に綱紀委員会の議事内容について話をした事はありません。」、「虚偽の場合は、いかなる処分を受けても異議は申し立てません。」との署名をして当該誓約書面を提出し、綱紀委員会に対して虚偽の回答をした。このことは、上記ア、のとおり、審理内容や委員の発言内容を口外している事実と照らすと虚偽の申告と評価せざるを得ないものである。 ウ 当該会員は、令和 7 年 9 月 2 4 日に実施された弁明において、次の事項を弁明した。 （ア）甲会員に対して説明をした内容は、委員会手順や議題進行に関わる一般的な委員会運営に関することによらず職務上知り得た秘密に該当しないと主張する。 しかし綱紀委員会は、その性質上、自由な発言が保障される必要があるとともに、当事者等から攻撃を受けやすい立場にあることから高度の非公開性を有するのであり、こ

	れに照らせば、綱紀委員会の具体的審理内容とともに個々の委員の発言や個々の委員における行動情報は、会則第 6 1 条第 2 項の職務上知り得た秘密に該当する。 また、甲会員は当時、相談役ではあったが、会則第 1 0 5 条第 4 項によると、相談役は会長の求めに応じ助言することができる権能を有するのみであるところ、甲会員は会長からの求めもなく綱紀委員会の内情について情報提供を求めていた。しかるに当該会員は会則第 1 0 5 条第 4 項の要件を確認することもなく、上記の事実を漫然と甲会員に漏らしたのであるから、会則第 6 1 条第 2 項の正当事由にあたらない。 (イ) その他、当該会員は委員会の運営、綱紀委員長らについての不満や疑問を縷々主張するが、本件懲戒事由とは無関係な指摘であり、本件懲戒事由の違法性を阻却するものではない。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	広島県行政書士会会則第 6 1 条 2 項、第 7 0 条及び第 7 1 条、行政書士法第 1 3 条、日本行政書士会連合会会則第 5 9 条、第 6 0 条及び第 6 2 条、行政書士職務基本規則第 1 条及び第 4 条（処分理由ア．につき、行政書士倫理第 1 条及び第 3 0 条相当）、実施根拠会則第 9 6 条及び第 9 7 条